

# ＝出雲市まちづくり基本条例5つのポイント(要点)＝

## 市民のまちづくり参加

- ・市民は、出雲市民憲章の主旨にのっとり、自らの意思と判断で多様なまちづくりに参加します。
- ・市民、市議会と市行政は、出雲市民憲章のもと、それぞれが協力と信頼により、連携、協働して、まちづくりを進めます。
- ・市民、市議会と市行政は、まちづくりに関する情報を共有します。
- ・市議会と市行政は、市民の意向・意思が市政に適切に反映されるよう、情報提供や意見・提言の公募(パブリックコメント)に努めます。



## 地域社会のあり方



- ・市民は、町内会、自治会等の活動において、個人のプライバシーを尊重するとともに、お互いの協力と連帯により、自由で活発な交流を行い、地域の活性化を図ります。
- ・市民が、地域社会でそれぞれの役割を適切に果たし、暮らし豊かな地域社会の実現が図られるよう、市議会と市行政は、町内会、自治会等の自主的な活動を支援します。
- ・市民、市議会と市行政は、それぞれ特色ある地域の自然環境と共生し、伝統文化を尊重し、多様な経済産業の発展を図り、豊かで魅力あふれるまちづくりを進めます。

## 国内外他地域との交流、連携

- ・市民、市議会と市行政は、産業、経済、観光、文化、教育などの分野で、国内の他地域との交流、連携を積極的に進めます。
- ・市民、市議会と市行政は、海外諸都市との姉妹都市、友好都市等の関係を充実・強化し、お互いの交流や連携を通して、それぞれの発展と世界平和に寄与していきます。
- ・市民、市議会と市行政は、もてなしの心をもって、快適なサービスの提供に努め、広く国内外に開かれた交流、連携のまちづくりを進めます。



## 地方分権時代への対応

- ・市議会と市行政は、真の地方分権時代の流れに対応できるよう、市民の意識の啓発に努めます。
- ・市議会と市行政は、市職員が、市民の目線に立って、市民感覚で地方分権時代にふさわしい行政を担っていけるよう、その意識改革に努めます。

## 行財政運営のあり方

- ・市行政は、地方分権自治の担い手として、財源確保に努めるとともに、中長期にわたる財政見通しを展望することにより、自主的かつ安定的な行財政運営を進めていきます。

## 条例制定の背景と目的

出雲市では、各地域の一体的かつ総合的な発展を図るために、合併当初に定めた「21世紀出雲のグランドデザイン」の6つの基本方針に基づき、さまざまなまちづくりに関する条例や計画などを策定して、施策を進めています。

このようななか、①合併協議で平成17年3月に新市のまちづくりに関する基本姿勢として合意された「住民が主役のまちづくり」、「地域特性が光るまちづくり」および「地方分権時代に対応するまちづくり」の基本眼目(「出雲の国づくり大綱」)を改めて明らかにするとともに、②平成18年3月に制定した「出雲市民憲章」のもとでの市民のまちづくり参加や、③国内外他地域との交流・連携の基本指針を定めるため「出雲市まちづくり基本条例」を制定しました。

今後、市では、この条例を基本に、市民、市議会と市行政がより一層連携、協働して、21世紀の地方分権自治の担い手にふさわしい出雲市のまちづくりを目指します。

## 出雲の国づくり大綱

### 住民が主役のまちづくり

- 住民が政策決定に参画する開かれた行政システムを構築するとともに、住民と行政双方がそれぞれの役割と責任のもと協働のまちづくりを進めます。
- 情報公開と広報広聴機能の充実に努め、住民、行政、議会が一体となり公正、透明なまちづくりを進めます。
- 新市の自治行政と各地域住民の自治活動の一体的な推進を図ります。

### 地域特性が光るまちづくり

- 地域の伝統文化や諸活動を継承・発展させ、地域の特性と魅力が輝くまちづくりを進めます。
- 地域の共生と交流を促進し、多核的な結合と多面的な連携により、新市の総合力を最大限に発揮するネットワーク都市の形成を目指します。

### 地方分権時代に対応するまちづくり

- 行政組織・事務のスリム化、民間委託など徹底した行財政改革に取り組み、簡素で効率的、長期的に安定した行財政運営を進めます。
- 多様化、高度化する行政需要に対応すべく、産業経済の発展によって財政基盤の強化を図りつつ、歳出全般にわたる削減と重点配分及び適正な受益と負担のもと行政サービス水準の確保に努めます。
- 地方分権時代に対応した自立する自治体づくりを目指し、自己決定・自己責任を基本に住民の意識改革を図り、住民と行政が一体となった行財政運営に努めます。

## 出雲市民憲章

### 出雲市民の誓い

豊かな自然と歴史に育まれた 神話のふるさと出雲の國  
わたしたちは 出雲を愛し 自然と歴史文化を受け継ぎ 後世に伝え  
夢と希望を持って 未来へ羽ばたく出雲を創造するため  
ここに市民憲章を定めます

### 世界に誇る「環境のまち」をつくります

自然を守り、美しく清らかな心を大切にする環境のまち出雲



### 世界に誇る「健康のまち」をつくります

平和を愛し、安心して生命輝く健康のまち出雲



### 世界に誇る「教育のまち」をつくります

学びの志をいただき、ひとりひとりの夢を実現する教育のまち出雲



### 世界に誇る「文化のまち」をつくります

歴史と伝統を尊び、未来を創造する文化のまち出雲



### 世界に誇る「産業のまち」をつくります

働く喜びをもち、地域を支え豊かにする産業のまち出雲



# 市民や地域と連携・協働し まちづくりを推進

## 「出雲市まちづくり基本条例」を制定しました

市では、市民、市議会、市行政が連携協働してまちづくりを推進するため、このたび「出雲市まちづくり基本条例」を制定しました。  
条例制定にあたっては、市民、地域協議会などたくさんの方からご意見を伺いながら進めてきました。  
今回は、この条例の内容について紹介します。

おたずねは

政策課  
☎21-6614